

第147回教育委員会定例会

日時：平成28年1月29日 午前9時30分

場所：議会棟第2委員会室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第1号 一関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第2 議案第2号 一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第3 議案第3号 一関市立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて

議事日程第4 協議第1号 一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第5 協議第2号 平成28年度教育委員会教育行政方針について

議事日程第6 協議第3号 一関市教育振興基本計画（案）について

議事日程第7 協議第4号 一関市立図書館振興計画（案）について

3 報 告

(1) 本寺地区学校統合に係る協議経過、懇談会等の開催状況について（資料No.1）

(2) 行事報告及び2月の行事予定（資料No.2）

4 その他

5 閉 会

第147回教育委員会定例会議案件名表

議案第1号	一関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第3号	一関市立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて
協議第1号	一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
協議第2号	平成28年度教育委員会教育行政方針について
協議第3号	一関市教育振興基本計画（案）について
協議第4号	一関市立図書館振興計画（案）について

一 関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

一関市教育委員会教育長 小菅 正晴

- 一 関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則
- 一 関市立小中学校管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校教育法に規定する職) 第17条の2 [略]	(学校教育法に規定する職) 第17条の2 [略]
	(指導養護教諭) 第17条の3 学校に前条の職のほか、指導養護教諭を置くことができる。 2 指導養護教諭は、学校教育法第37条第12項（同法第49条において準要する場合を含む。）に規定する職務を行うほか、養護教諭に対して、保健教育指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
第18条～第26条 [略]	第18条～第26条 [略]
	(主幹) 第26条の2 学校に主幹を置くことができる。 2 主幹は、校長の監督を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
(事務長) 第26条の2 学校に事務長を置くことができる。	(事務長) 第26条の3 学校に事務長を置くことができる。

2 事務長は、校長の監督を受け、<u>事務職員その他の職員が行う事務を統括し、その他事務をつかさどる。</u> (主任事務主査) 第27条 学校に<u>主任事務主査</u>を置くことができる。 2 <u>主任事務主査</u>は、校長の監督を受け、特に高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。 (事務主査) 第28条 学校に<u>事務主査</u>を置くことができる。 2 <u>事務主査</u>は、校長の監督を受け、高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。 (事務主任) 第29条 学校に<u>事務主任</u>を置くことができる。 2 <u>事務主任</u>は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。 (教務主任等の発令) 第30条 [略] 2 <u>事務主任</u>は、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずる。 第31条 [略] 第32条 前条に規定する職の職務は、第26条から第29条までに定めるもののほか、別表に掲げるとおりとする。 第33条～第39条 [略]	2 事務長は、校長の監督を受け、<u>困難な事務をつかさどるとともに、共同実施組織を総括する。</u> (主任主査) 第27条 学校に<u>主任主査</u>を置くことができる。 2 <u>主任主査</u>は、校長の監督を受け、特に高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。 (主査) 第28条 学校に<u>主査</u>を置くことができる。 2 <u>主査</u>は、校長の監督を受け、高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。 (主任) 第29条 学校に<u>主任</u>を置くことができる。 2 <u>主任</u>は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。 (教務主任等の発令) 第30条 [略] 2 <u>削除</u> 第31条 [略] 第32条 前条に規定する職の職務は、<u>別表に掲げるとおりとする。</u> 第33条～第39条 [略]
---	--

別表 (第32条関係)			別表 (第32条関係)		
職員	職	職務	職員	職	職務
栄養職員	学校栄養職員	[略]	栄養職員	学校栄養職員	[略]
	栄養職員				
事務職員	主任主事	[略]	事務職員	主任主事	[略]
	主事			主事	
	行政専門員			行政専門員	
調理員 用務員		[略]	用務員		[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					
附 則					

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理由

指導養護教諭の職の新設及び学校事務職員の職の見直し並びに自校給食の廃止に伴う職の廃止が行われ、平成28年4月1日から実施されることに伴い、所要の改正を行うとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

規則及び規程の改正概要

1 改正の概要

◎ 一関市立小中学校管理運営規則

改正の概要

岩手県教育委員会では、指導養護教諭、主幹、事務長の職を新設するとともに、学校事務職員の職名変更を行うこととしており、当該職の配置に際しては、関係規則の改正が必要となります。

また、自校給食の廃止に伴い、職の廃止が必要であることから、下記のとおり関係条項等を改正するものです。

項 目	内 容	関係条項
職の新設	職名及び職務内容の追加（指導養護教諭）	第 17 条の 3
	職名及び職務内容の追加（主幹）	第 26 条の 2
	職務内容の変更（事務長）	第 26 条の 3
職名変更	職名変更（主任事務主査 ⇒ 主任主査）	第 27 条
	職名変更（主任主査 ⇒ 主査）	第 28 条
	職名変更（事務主任 ⇒ 主任）	第 29 条
職の廃止	職名の削除（栄養職員）	別表（第 32 条関係）
	職名の削除（調理員）	

◎ 一関市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程

改正の概要

県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び児童手当の支給に関する事務は、これまで学校長への委任事務となっており、共同実施組織の長の専決事項とされていたところです。

今般、事務長の職の設置に伴い、学校長の委任事務から共同実施組織の長の委任事務とする必要があることから、下記のとおり関係条項を改正するものです。

項 目	内 容	関係条項
委任先の変更	委任者の変更（学校長 ⇒ 共同実施組織の長）	第 2 条
専決事項削除	専決事項の削除（専決事項 ⇒ 委任事項）	第 3 条

◎ 一関市教育委員会公印規程

改正の概要

県費負担教職員に係る各種手当の支給に関する事務は、学校長への委任事務から共同実施組織の長への委任事務となることに伴い、共同実施組織の長の公印を新設する必要があることから、別表に追加するものです。

新設する公印	書体	寸法	個数	組織数	関係条項
共同実施組織総括印	てん書体	方 18	各 1 個	8 組織	別表（第 3 条関係）

2 改正時期 平成 28 年 4 月 1 日

議案第2号

一 関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成28年1月29日提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

一 関市教育委員会公印規程（平成17年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の名称	書体	寸法	個数	保管者		公印の名称	書体	寸法	個数	保管者	
〔略〕						〔略〕					
一 関市立藤沢中学校長印	〔略〕					一 関市立藤沢中学校長印	〔略〕				
共同実施一関Aグループ 総括印						共同実施一関Aグループ 総括印	〃	〃	1	共同実施組織一関 Aグループ総括	
共同実施一関Bグループ 総括印						共同実施一関Bグループ 総括印	〃	〃	1	共同実施組織一関 Bグループ総括	
共同実施一関Cグループ 総括印						共同実施一関Cグループ 総括印	〃	〃	1	共同実施組織一関 Cグループ総括	
共同実施花泉グループ総 括印						共同実施花泉グループ総 括印	〃	〃	1	共同実施組織花泉 グループ総括	
共同実施大東グループ総 括印						共同実施大東グループ総 括印	〃	〃	1	共同実施組織大東 グループ総括	
共同実施千厩室根グルー プ総括印						共同実施千厩室根グルー プ総括印	〃	〃	1	共同実施組織千厩 室根グループ総括	
共同実施川崎東山グルー プ総括印						共同実施川崎東山グルー プ総括印	〃	〃	1	共同実施組織川崎 東山グループ総括	

改正前	改正後												
	<table><tr><td>共同実施藤沢グループ総括印</td><td>共同実施藤沢グループ総括</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>一関市立舞川幼稚園印</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	共同実施藤沢グループ総括印	共同実施藤沢グループ総括	1	1	一関市立舞川幼稚園印	[略]			[略]			
共同実施藤沢グループ総括印	共同実施藤沢グループ総括	1	1										
一関市立舞川幼稚園印	[略]												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理由

公印の新設のため、所要の改正を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 3 号

一関市立学校の設置及び廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市立学校を設置及び廃止することについて議決を求める。

記

設置及び廃止の別	学校の名称及び位置	設置または廃止の時期	理 由
廃 止	千厩小学校 一関市千厩町千厩字北方105番地 1	平成30年 3 月31日	千厩小学校、小梨小学校、清田小学校、奥玉小学校、磐清水小学校を統合し、新たに千厩小学校を設置するため。
〃	小梨小学校 一関市千厩町小梨字時ノ沢109番地 3	平成30年 3 月31日	
〃	清田小学校 一関市千厩町清田字境171番地 2	平成30年 3 月31日	
〃	奥玉小学校 一関市千厩町奥玉字宿下94番地 1	平成30年 3 月31日	
〃	磐清水小学校 一関市千厩町磐清水字蒲沢72番地 2	平成30年 3 月31日	
設 置	千厩小学校 一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2	平成30年 4 月 1 日	

平成28年 1 月29日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

一関市立小学校の統合に伴い、学校を設置及び廃止しようとするものである。
これがこの議案を提出する理由である。

協議第1号

一 関市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市立学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し入れたいので協議します。

平成28年1月29日提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市立学校条例の一部を改正する条例

一 関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																							
(小学校の設置)		(小学校の設置)																							
第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。		第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。																							
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>一関市立千厩小学校</td><td>一関市千厩町千厩字北方105番地 1</td></tr><tr><td>一関市立小梨小学校</td><td>一関市千厩町小梨字時ノ沢109番地 3</td></tr><tr><td>一関市立清田小学校</td><td>一関市千厩町清田字境171番地 2</td></tr><tr><td>一関市立奥玉小学校</td><td>一関市千厩町奥玉字宿下94番地 1</td></tr><tr><td>一関市立磐清水小学校</td><td>一関市千厩町磐清水字蒲沢72番地 2</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	[略]		一関市立千厩小学校	一関市千厩町千厩字北方105番地 1	一関市立小梨小学校	一関市千厩町小梨字時ノ沢109番地 3	一関市立清田小学校	一関市千厩町清田字境171番地 2	一関市立奥玉小学校	一関市千厩町奥玉字宿下94番地 1	一関市立磐清水小学校	一関市千厩町磐清水字蒲沢72番地 2	[略]		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>一関市立千厩小学校</td><td>一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	[略]		一関市立千厩小学校	一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2	[略]	
名称	位置																								
[略]																									
一関市立千厩小学校	一関市千厩町千厩字北方105番地 1																								
一関市立小梨小学校	一関市千厩町小梨字時ノ沢109番地 3																								
一関市立清田小学校	一関市千厩町清田字境171番地 2																								
一関市立奥玉小学校	一関市千厩町奥玉字宿下94番地 1																								
一関市立磐清水小学校	一関市千厩町磐清水字蒲沢72番地 2																								
[略]																									
名称	位置																								
[略]																									
一関市立千厩小学校	一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2																								
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

協議第2号

平成28年度教育委員会教育行政方針について

平成28年度教育委員会教育行政方針を別紙のとおりとすることについて協議します。

平成28年1月29日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

協議第3号

一関市教育振興基本計画（案）について

一関市教育振興基本計画（案）を別紙のとおり策定したので協議します。

平成28年1月29日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

協議第4号

一関市立図書館振興計画（案）について

一関市立図書館振興計画（案）を別紙のとおり策定したので協議します。

平成28年1月29日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴